

軽井沢町議会議員の研修に関する条例

(目 的)

第1条 この条例は、軽井沢町議会議員（以下「議員」という。）の研修に関し必要な事項を定めることにより、議員の資質の向上と議会活動の活性化を図り、もって町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(研修の種類等)

第2条 研修の種類、対象者及び研修内容は、別表のとおりとする。

(研修の実施計画)

第3条 研修の実施計画は、議長が議会運営委員会に諮って作成する。ただし、別表に掲げる専門研修のうち委員会所管研修は除く。

(研修の義務)

第4条 議員は、努めて前条の研修に参加しなければならない。

(研修の申出)

第5条 議員が別表に掲げる以外の研修を希望するときは、議長に申し出るものとする。

(講師等)

第6条 研修の講師等は、必要に応じ議長がその都度依頼する。

(研修の報告)

第7条 議長は、研修に参加した議員に対し、特に必要があると認めるときは、その成果を文書で報告させることができる。

2 議長は、前項の報告書を公表することができる。

(委 任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(別表) (第2条関係)

研修の種類		対象者	研修の内容
一般研修	新議員研修	新議員	議員として必要な基礎知識を習得する研修
	役職議員研修	役職議員	議長、副議長、委員長及び副委員長としての役職に関する知識を習得する研修
	全議員研修	全議員	県議長会及び郡議長協議会が主催する研修
専門研修	委員会所管研修	各委員会委員	委員会所管事項に関する研修 (視察研修を含む。)
	実務研修	全議員	議員として必要な実務に関する研修
	課題研修	全議員	当面の課題についての研修